

# 春日井市サッカー連盟 社会人部会 リーグ規約

## 第1章 総則

- 第1条 この部会は、春日井市サッカー連盟社会人部会という。
- 第2条 この部会は、春日井市サッカー連盟の統括をうける。
- 第3条 事務局を、春日井市サッカー連盟 社会人部長宅におく。

## 第2章 目的

- 第4条 このリーグは、加盟チームの相互の切磋により春日井のサッカー水準の向上と普及振興につとめ、相互の親睦を深めることを目的とする。

## 第3章 事業

- 第5条 前条の目的を達成する為に次の事業を行う。
- ① リーグ戦の実施
  - ② その他目的達成に必要な事業

## 第4章 組織

- 第6条 この部会は、春日井市サッカー連盟社会人部会に登録したチームにより組織される。
- 第7条 登録チームは、各部に振り分けられる。

## 第5章 役員

- 第8条 社会人部会には、次の役員を置き運営その他の業務を行う。
- ① 部長・会計・理事
  - ② 機能
    - \* リーグ規約の改廃
    - \* リーグ日程の作成及び運営
    - \* 会計処理
    - \* 記録の処理
    - \* その他

## 第6章 経費

- 第9条 この部会の経費は次のものである。
- ① 加盟チームの登録費
  - ② その他
- 第10条 会計年度は4月1日より翌年3月31日までとする。

## 第7章 登録

- 第11条 リーグ規約に基づき、年度当初にチーム登録する。
- ① 16才以上で概ね市内在住、在勤、在学で、15名以上で構成されたチーム。
  - ② 4級以上の審判が3名以上
  - ③ スポーツ保険等に加入している。(試合中の怪我等に対する保障は連盟ではありま

せん)

④ 登録料の納付

第8章

第12条 入れ替え方法

各部間の入れ替えは、運営要領の定めに従って、年度終了後に変更する。

第13条 脱退チームがあった場合は、部会で検討処理する。

第9章

第14条 社会人リーグ登録チームは、春日井市サッカー連盟が行う行事等に常に参加協力の義務を負う。

第15条 本規約の改廃は、春日井市サッカー連盟社会人部会および連盟の承認を得る。

第16条 この規約にもとづき運営要項を定めて運営する。

附則 この規約は平成27年6月1日より実施する。

春日井市サッカー連盟 社会人部会 役員

部長 河原 康夫

理事 野村 誠 竹田 正俊 細野 雅彦  
芹澤 功憲 原田 直季 林 昌平